

# わが国株式会社会計制度における 伝統的資本概念の特質

——会計理論における資本概念を財産分配局面で利用する合理性の尺度——

(2)

石 川 業

## 目 次

### 第1章 序説

#### 第1節 本稿の課題と方針

- 1 課題の設定
- 2 検討の方針

#### 第2節 本稿の結論——仮説としての提示

### 第2章 ドイツ株式会社会計制度における資本概念の生成

——わが国における起源に尋ねる(1)

#### 第1節 序

#### 第2節 「会社資本」と「出資資本」——1839年ヴェルテンベルク商法草案

#### 第3節 資本金額の定款への記載と株式への分割

——1843年プロシア株式会社法～1849年ドイツ普通商法草案

- 1 資本金額の定款への記載——1843年プロシア株式会社法
- 2 資本金額の株式への分割——1849年ドイツ普通商法草案

#### 第4節 貸借対照表における分配可能額の算定の明文化と資本金額の記載の明文化

——1856年プロシア株式会社規則～1870年改正普通ドイツ商法

- 1 貸借対照表における分配可能額の算定の明文化  
——1856年プロシア株式会社規則～1861年普通ドイツ商法
- 2 貸借対照表における資本金額の記載の明文化

——1870年改正普通ドイツ商法

#### 第5節 資本金の語への統一化

——1884年改正普通ドイツ商法～1897年ドイツ商法

#### 第6節 結び（以上、前号）

### 第3章 ドイツ株式会社会計制度における資本概念の確立

#### —— わが国における起源に尋ねる(2)

##### 第1節 序

##### 第2節 未払込資本金額の会計処理をめぐる2つの見解

- 1 資産性否定説（払込資本額記載説）と資産性肯定説（資本金額記載説）
- 2 資産性否定説（払込資本額記載説）の論拠
- 3 資産性肯定説（資本金額記載説）の論拠

##### 第3節 未払込資本金額の会計処理をめぐる立法当局の動向と資本金概念の確立

###### —— 1870年改正普通ドイツ商法～1965年ドイツ株式法

- 1 立法当局の認識と不対応  
—— 1870年改正普通ドイツ商法～1884年改正普通ドイツ商法
- 2 立法当局の対応と資本金概念の確立  
—— 1897年ドイツ商法（起草段階）～1931年改正ドイツ商法
- 3 確立した資本金概念の定着  
—— 1937年ドイツ株式法～1965年ドイツ株式法

##### 第4節 合意にもとづく資本概念の明確化とフローにもとづく資本概念への方向性

###### —— 1985年改正ドイツ商法・株式法～現行ドイツ商法・株式法

- 1 引受済資本金としての資本金概念の明確化
- 2 フローにもとづく資本準備金概念の生成・確立（1884年改正普通ドイツ商法～）
- 3 払込資本額記載説への方向性と資本金概念の変化の兆し

##### 第5節 結び（以上、本号）

### 第3章 ドイツ株式会社会計制度における資本概念の確立

#### —— わが国における起源に尋ねる(2)

##### 第1節 序

本章の目的は、大きく分けて、以下の3つである。

ドイツ株式会社会計制度における資本（資本金）概念は、前章で論じた生成過程を経た後、ある論点についての決着とともに1つの確立段階に至る。この過程を明らかにすることが、最初の目的である。

## わが国株式会社会計制度における伝統的資本概念の特質（2）

さて、その後、上のようにして確立した資本金概念は、現行のドイツ株式会社会計制度に至るまでに、より一層明確にされている。しかし、それと同時に他方では、比較的最近の資本準備金概念の生成から確立への流れとともに、変化の兆しもみせつつある。これらのことを明らかにするのが、2つめの目的となる。

なお、本章においても引き続き（上の2つの目的に沿った作業全体を通じて）、本稿第1章で設定した課題に意識が向けられていく。つまり、「フローにもとづく資本概念」と「合意にもとづく資本概念」という道具立てによって、わが国だけでなく、あるいは、わが国以前に、ドイツの株式会社会計制度における資本概念を理解・説明してみたい。これが、本章における3つめの目的である。

以上の作業によって明らかになる、ドイツ株式会社会計制度に伝統的な資本概念は、それを直接的な起源としながらも独自の展開をしてきた、わが国株式会社会計制度に伝統的な資本概念の特質を浮き彫りにしてくれる。そのことを後続の章で論じるための前提が、先立つ前章、そして本章の検討を通じて得られるはずである。

### 第2節 未払込資本金額の会計処理をめぐる2つの見解

1870年に改正された普通ドイツ商法（Allgemeines Deutsches Handelsgesetzbuch）において、資本金の金額が貸借対照表の消極側（貸方）に記載されることが明文をもって定められた<sup>1</sup>後、1つの問題が明確に認識され、論じられるようになっていた。その問題とは、（定款上の）資本金額すなわち充実されるべき金額（合意にもとづいて、出資者により払込みが引き受けられた金額）のうち、まだ払い込まれていない金額の会計処理をどのように行うのか、という問題である。その金額については、い

---

1 このことについては、本稿第2章第4節2を参照されたい。

くつかの呼び方が示されてきたのであるが、本稿ではとくに「未払込資本金（額）」と呼ぶことにする<sup>2</sup>。

私見によれば、この未払込資本金額の会計処理はつまるところ、貸借対照表上の資本金額が、払い込まれた金額（フローにもとづく資本概念）であるのか、それとも充実されるべき金額（合意にもとづく資本概念）であるのかについての見方と連動する論点である。このことを確認するために、まず本節では、未払込資本金額の会計処理をめぐって当時展開されていた議論を概観しておこう。

### 1 資産性否定説（払込資本額記載説）と資産性肯定説（資本金額記載説）

未払込資本金額についての会計処理は、（当時においてすでに）以下の対極的な2つの方法に大別できると思う。

1つめは、未払込資本金の金額を資本金の金額から控除して、払い込まれた金額を貸借対照表の消極側（貸方）に示すという方法である。たとえば、資本金1,000のうち、250は現金をもってすでに払い込まれたが、750はまだ払い込まれていない場合、この方法によれば、下の貸借対照表1aあるいは貸借対照表1bが作成される。

なお、資本金額のうち、すでに払い込まれた金額を「払込済資本金」という項目名を用いて示す。また、ここで必要と思われる項目だけを示し、項目の配列については、ドイツ商法会計制度に伝統的な固定性配列法によることにする。

貸借対照表 1a

.....		資 本 金	1,000
.....		未払込資本金	<u>-750</u>
.....		払込済資本金	250
現 金	250	.....	

### 2 資本金額の中の、未払込みの金額であることを端的に表現できるからである。

貸借対照表 1b

.....			払込済資本金	250
現	金	250	.....	

貸借対照表 1a と貸借対照表 1b とでは、表示の形式が異なっている。しかし、ここでは当面、両者はいずれも払い込まれた金額（払込済資本金額）すなわち払込資本額を記載しようとするものとして、同じ会計処理によるものであると考えておくことにする<sup>3</sup>。

続いてもう一方、2つめの会計処理は、資本金を定款上の金額ないし株式の額面価額総額をもって貸借対照表の消極側（貸方）に記載し、他方で、未払込資本金額を払込みを引き受けた者への払込請求権（債権）として、すなわち、資産ないし財産として積極側（借方）に記載するという方法である。上と同じ例のもとで、この方法が採られる場合、次の貸借対照表 2a が作成される。

貸借対照表 2a

未払込資本金	750	資	本	金	1,000
.....		.....			
現	金	250			

3 この1つめの会計処理を説く論者が、具体的に貸借対照表 1a と貸借対照表 1b のいずれを想定していたのかは、私が調べた範囲では判然としないことがほとんどであった（たとえば、本稿脚注 4, 5, 6, および、15 に示した文献参照）。そこで、ここでは両者を示してある。

ただ、これらは常に、実質的にも同じ貸借対照表であるといえるわけではないとも思う。その理由については、必要な予備知識を得てから（この1つめの会計処理ないし貸借対照表表示の特徴や論拠についてのもう少し立ち入った議論をひととおり終えた後に）、述べることにする（この後に続く本節 2 の最後に付した、脚注 11 を参照されたい）。この点は、現行のドイツ株式会社会計制度における資本概念までふまえると、無視できない論点であると思っている。

1つめの会計処理と2つめの会計処理との違いは、まず未払込資本金額に注目していえば、その貸借対照表上の資産性を前者は否定し、後者は肯定するという違いである。また、この違いは同時に、貸借対照表上には、払い込まれた金額としての払込資本金額（払込済資本金額）を記載するか、充実されるべき金額としての資本金額を記載するかという違いでもある。このような意味で、未払込資本金額の会計処理という論点は、貸借対照表上の資本金概念についての、いわば分岐点と位置づけることができる論点なのである。

このことをふまえて本稿では、上述の1つめの会計処理につながる考え方を、未払込資本金額についての資産性否定説ないし払込資本金額記載説と呼び、2つめの会計処理につながる考え方を資産性肯定説ないし資本金額記載説と呼ぶことにする。とくに積極側（借方）を想定する場合には、未払込資本金額についての資産性否定説および資産性肯定説という呼称を前面に出す。反対に、消極側（貸方）を意識したいときには、払込資本金額記載説および資本金額記載説という呼称を前面に出すことにする。

以上のような資本金概念に関わる2つの会計処理は当時、各々どのような論拠にもとづくと考えられていたのか。このことについて次に検討してみよう。

## 2 資産性否定説（払込資本金額記載説）の論拠

未払込資本金額の会計処理をめぐる資産性否定説（払込資本金額記載説）の論拠は当初、貸借対照表の金額をあまり大きくみせないようにするため<sup>4</sup>（貸借対照表 1a および貸借対照表 1b では未払込資本金額が積極側に

---

4 H. Keyßner, Die Aktiengesellschaften und die Kommanditgesellschaften auf Aktien unter dem Reichs-Gesetz von 11. Juni 1870, Berlin, 1873年, 262頁参照。

記載されない分、総資産額は、貸借対照表 2a におけるよりも小さくなる)、という程度のものであった。その後、未払込資本金額は債権として評価されなければならないという理解が広まってくると、それに伴う評価損の計上を避けるためとか<sup>5</sup>、あるいは、その評価が困難であるため<sup>6</sup>、といったことが論拠として説かれるようになった(資産性否定説を採れば、未払込資本金額の資産としての評価を問題にしなくて済むわけである)。

しかし、これらの説明は厳密には、未払込資本金額が本質的に貸借対照表の積極側に記載され得ない金額であることの理由にはならない。いずれの説明においても、未払込資本金額がいったん積極側に記載されて、そしてその後のことが問題になっている。また、同じ理由でそれらは、貸借対照表の消極側に、すでに払い込まれた金額が記載されることについての本質的な論拠、いいかえれば、充実されるべき金額が根本的に記載され得ないという論拠にはならない。

それらの説明と一線を画していたと思われるのは、フィッシャー (R. Fischer) が説いた論拠である<sup>7</sup>。

彼の考え方によれば、貸借対照表の借方(積極側)には、会社から実際に支出ないし投資されたものでなければ、記帳が行われない。そのため、まだ実際に払込みないし調達が行われてさえいない、したがって未支出の金額である未払込資本金額は、記帳の対象にならない。

---

5 たとえば、A. Pinner, Das Deutsche Aktienrecht, Berlin, 1899 年, 204 頁参照。

6 O. Knappe, Die Bilanzen der Aktien-Gesellschaften vom Standpunkte der Buchhaltung, Rechtswissenschaft und der Steuergesetze, Hannover & Berlin, 1903 年, 70 頁参照。

7 R. Fischer, Die Bilanzwerte, was sie sind und was sie nicht sind, Teil 2, Leipzig, 1908 年, 264-281 頁参照。なお、フィッシャーの主張を検討するに当たってとくに、万代勝信「フィッシャー学説における利益計算構造」『一橋論叢』第 96 巻第 5 号(1986 年 11 月)を参考にさせていただいた。

他方、貸借対照表の貸方（消極側）では、会社実際に払込みないし調達が行われたものだけが、記帳の対象になる。そのため、払い込まれた金額ではない資本金額はそもそも記帳の対象にはならない。したがって、フィッシャーはより明確に、貸借対照表 1a をもたらすような会計処理よりも、貸借対照表 1b をもたらすような会計処理が本来は採られるべきであると主張する（そして、この主張にもとづけば、上の貸借対照表で用いた払込済資本金という項目名よりも、ストレートに、払込資本というような項目名が用いられることになるのであろう）。

このようなフィッシャーの主張は、規範論ないし立法論としては正当性をもち得るであろう<sup>8</sup>。しかし、商法・株式（会社）法規定の解釈論としては無理があったと思う。というのも、彼が支持する貸借対照表 1b は資本金額を記載していないが、当時の 1897 年商法（Handelsgesetzbuch: HGB）第 261 条第 5 号は、前章で取り上げた 1870 年改正普通ドイツ商法（以下、1870 年改正商法と呼ぶ）第 239a 条第 3 号を引き継いで、消極側に「資本金の金額」を記載すべきことを明文をもって指示しているからである。本稿の目的（株式会社会計制度における資本概念を明らかにするという目的）に照らして、ここで当面得ておきたいのは、規範論・立法論よりも無理のない解釈論のほうである。

もっとも、フィッシャーは、自説の正当性を支える根拠として、株式会社を含む商人一般が従うべき、1897 年商法第 38 条にいう「正規の簿記の諸原則」（Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung）を引き合いに出している。その点で彼は、商法・株式（会社）法規定を完全に無視して

---

8 ただ、本文に示したようなフィッシャーの考え方、すなわち、貸方（消極側）では会社実際に払込みないし調達が行われたものだけが記帳の対象になり、また、借方（積極側）では会社から実際に支出ないし投資されたものでなければ記帳が行われないとすることの合理性は、なお問われ得るであろう。この点については、本章ではあまり立ち入らずに、とくに次章でふれる。

いるわけではない。ただ、その第 38 条を根拠にして、株式会社に対する特別規定である前述の第 261 条第 5 号は無効である、とまでいうのである<sup>9</sup>。

しかし、そもそも第 38 条にいう「正規の簿記の諸原則」の内容は、不明確であったといわれている<sup>10</sup>。そうであれば、同条ないし同「原則」が一義的にフィッシャーの考え方を導くことになるとは即断できないであろう。また、次に取り上げるジモン（H. V. Simon）は、開始（開業）貸借対照表においては資本金額記載説（未払込資本金額の資産性肯定説）が「一般的な簿記の諸原則」（Allgemeine Buchführungsgrundsätze）であるから、その後で作成される貸借対照表においても同説によるのが正当である、という趣旨の主張をしていたのである（本節 3 参照）。

つまり、フィッシャーの考え方は、前述のように「正規の簿記の諸原則」から十分に演繹されるわけではなかった。そこで、同「原則」を帰納するような意識で、払込資本金額記載説（未払込資本金額の資産性否定説）が「一般的」なものであるかどうかを探ってみても、なお見解は分かれ得るということである。

いずれにしても、1897 年商法第 38 条は、ドイツ株式会社会計制度の資本概念に結びつく、解釈論としての払込資本記載説（未払込資本金額の資産性否定説）の決定的な論拠になるとはいいきれないであろう<sup>11</sup>。

---

9 Fischer, 前掲書, 281 頁参照。

10 ここではとくに、五十嵐邦正「ジモンの貸借対照表論（上）」『商學集志』第 57 巻第 1 号（1987 年 8 月），31 頁参照。

11 ここで、本稿脚注 3 でふれたように、貸借対照表 1a と貸借対照表 1b が実質的にも同じ貸借対照表であると常にいえるわけではないと思う理由を述べる。なお、本文においてすでに、未払込資本金額をめぐる資産性否定説（払込資本金額記載説）の解釈論としての難しさにふれたところでもあるので、それについても追加的に言及していくことにしたい。

さて、未払込資本金額の会計処理をめぐる議論が始まったのは 1870 年代末

### 3 資産性肯定説（資本金額記載説）の論拠

未払込資本金額の会計処理をめぐる資産性肯定説（資本金額記載説）は、

---

からであり、その議論に1つの決着がつくのは1931年のドイツ商法改正においてであるとみられる（このことについては、後の本章第3節2を参照されたい）。そして、この期間は、ドイツ商法・株式（会社）法において想定される貸借対照表の作成方法が、もっぱら財産目録法であったと解されている期間に含まれる（1861年普通ドイツ商法から1965年株式法にかけての該当する期間のことについて、ここではとくに、安藤、前掲書、51-52頁、および、万代勝信『現代会計の本質と職能』森山書店、2000年、42-46頁参照）。

この貸借対照表作成方法のもとでは、財産目録に記載され、そして貸借対照表の積極側（借方）に記載される（され得る）財産・債権としての未払込資本金の金額と、定款で定められ、そして貸借対照表の消極側（貸方）に記載される（され得る）資本金の金額とは、勘定を通じての体系的ないし組織的な結びつきをもたない金額である。この場合、未払込資本金額は、資本金額を実質的に減少させる評価勘定にはなり得ないはずであろう。そのため、財産目録法によるかぎり、貸借対照表1aのように未払込資本金額を資本金額から控除する形式で表示してみても、資本金額は減少することにならず、したがって貸借対照表1bのような表示とは異なって、払込資本の金額を表示することもできないと思われる。これが、それら2つの貸借対照表が常に同じであるとはいえない理由である。

もっとも、簿記・会計の技術的な側面から離れて、考えのうえでは、払込みが引き受けられた金額としての資本金額から未払込資本金額を差し引くことで、払い込まれた金額を計算することは可能であろう。しかし、あくまで財産目録法にもとづく貸借対照表上のこととしていえば、資本金額（消極項目）から未払込資本金額（積極項目）が控除されるとみるのは、不自然な見方であるように思える。自然なのは、その逆に、未払込資本金額（積極項目）から資本金額（消極項目）が控除されるとみる見方であろう。ここではもはや、未払込資本金額が積極項目として扱われることが前提になっているが、もし、それが財産目録ひいては貸借対照表に記載されるとしたら、積極項目として記載される以外にないと思うのである。

それに対して、貸借対照表1aのような表示は、資本金額を示す点で解釈論的に評価できても、狙いどおりには払込資本額を示せないうえに、未払込資本金額の位置づけを難しくしてしまう。つまり、この金額は、消極項目の控除項

トェール (H. Thöl) によって支持され<sup>12</sup>, その後, 前述のジモンに引き継がれて, より詳細に論じられた<sup>13</sup>. そのジモンの主張をまとめると, 次のようになる。

商法・株式 (会社) 法規定 (1884 年改正普通ドイツ商法 (以下, 1884

---

目とされていることから, 消極項目それ自体ではないというだけでなく (上述のとおり, 消極項目の評価勘定にもなり得ない), 直接的に積極側に記載されないことから, いわば純粋な積極項目でもないということになってしまいそうである。とすると, たとえば, 株式会社の成立・開業時に, まだ資本金額の全額は払い込まれていない場合, 開業貸借対照表からすでに資本 (金) 欠損が生じている (積極項目の総額は, 未払込資本金額が算入されない分, 資本金 (総) 額を含む消極項目の総額よりも小さくなる) という, これも不自然と思える事態につながることになる。また, 性格が曖昧になっている未払込資本金額の評価 (本節 3 参照) を, 都合よく行ったり回避したりする余地も生まれかねない (本章第 3 節 2 参照)。

つまるところ, 財産目録法にもとづく貸借対照表上で払込資本額を表示しようとするなら, 貸借対照表 1b のような表示方法を採用するのが最も自然で直接的であるということになると思う。ところが, その表示は, 資本金額それ自体を示さない表示であって, 本文で述べたとおり, 解釈論的に無理があるのであった。

ちなみに, ここでの解釈論からは外れるが, 継続的な複式簿記にもとづく貸借対照表の作成方法, すなわち, 誘導法が採られる場合であれば, 結論は異なる。誘導法によれば, 貸借対照表 1a も貸借対照表 1b と同様に, 払込資本額を示し得るのである。本文では, このことも視野に入れて, それらを 2 つとも払込資本額記載説によるものとして取り上げた。このことについては, 実際に誘導法が採られる場合にふれることにしよう (本稿脚注 73 参照)。この脚注で述べたことは, そのときのための布石にもなる。

12 H. Thöl, Das Handelsrecht, 1. Bd., 6. Aufl., Leipzig, 1879 年, 502 頁参照。

13 H. V. Simon, Die Bilanzen der Aktiengesellschaften und der Kommanditgesellschaften auf Aktien, Berlin & Leipzig, 1886 年, 122-123 頁, および, H. V. Simon, Die Bilanzen der Aktiengesellschaften und der Kommanditgesellschaften auf Aktien, 4. Aufl., Berlin, 1910 年 (なお同書は, 1898 年刊の第 2 版の重版であると序で述べられている), 207-211 頁参照。

年改正商法と呼ぶ) 185a 条 5 項, および, 1897 年商法 261 条 5 項) の文言にもとづけば当然, 貸借対照表の消極側 (貸方) には, 定款に定められている資本金額 (額面価額総額) が記載される。それと同時に, 積極側 (借方) には, 未払込資本金額が記載されるべきことになる。というのも, 未払込資本金額は, 株主に対する会社の払込請求権 (債権) を表わす金額であって, それが債権であるかぎり, 他の債権と同様に貸借対照表に記載されることになるからである。また, それについては, 次の規定にもとづいて評価が行われる。すなわち, 「不確実な債権はその見積価値によって記載され, 回収不能な債権は償却されなければならない」(1884 年改正商法 31 条 2 項, 1897 年商法 40 条 3 項)<sup>14</sup>。

以上のような論の運び方 (根拠規定の参照の仕方) からいって, 未払込資本金額についての資産性肯定説 (資本金額記載説) には, 商法・株式 (会社) 法規定の解釈論として無理がないように思われる。また, この説は本節 1 で示唆したように, 貸借対照表に記載される資本金額が, 合意にもとづいて出資者 (株主) により払込みが引き受けられた金額, すなわち, 充実されるべき金額であるという, 前章において得られている理解とも整合的である。

以上が, 未払込資本金額の会計処理をめぐる当時展開されていた議論

---

14 資料は, 1884 年改正商法につき H. Staub, Kommentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch, 3. & 4. Aufl., Berlin, 1896 年, また, 1897 年商法につき H. Makower, Handelsgesetzbuch mit Kommentar, 13. Aufl., 1. Bd., Berlin, 1906 年である。訳については, 安藤英義『新版 商法会計制度論』白桃書房, 1997 年, 66 頁 (ただし, 同箇所における訳は, 1861 年普通ドイツ商法第 31 条第 2 項についての訳であるが, 同条同項は, 1884 年改正商法第 31 条第 2 項および 1897 年商法第 40 条第 3 項と同じ条文である), および, 166 頁参照。

の概要である。これをふまえて最後に、そこで示された2つの見解の、学説および実務における採用状況についてふれておこう。

1870年代末から始まったこの議論において、学説上の多数説は当初、資産性否定説（払込資本額記載説）であり、また、実務も、この説に従った会計処理を行うのが一般的であったようである<sup>15</sup>。しかし、1900年代に入ってから、学説上の多数説が資産性肯定説（資本金額記載説）へと移り、また、実務もその流れに沿うように、この説に従った会計処理を行うようになっていったという<sup>16</sup>。

### 第3節 未払込資本金額の会計処理をめぐる立法当局の動向と資本金概念の確立

#### —— 1870年改正普通ドイツ商法～1965年ドイツ株式法

前節では、未払込資本金額の会計処理という論点について、まずはその全体像と性格をつかむためにも、大きく2つの見解を概説した。これを受けて本節では、その論点に関わる立法当局の動向を取り上げる。

その動向の中での、ある対応によって、それまでの未払込資本金額をめぐる議論に一応の決着がつくことになる。そしてそれとともに、ドイツ株式会社会計制度における資本金概念は、実質的に1つの確立段階に至るといえるように思うのである。

---

15 Ring, Zu dem Entwurf eines neuen Aktiengesetzes, Archiv für Theorie und Praxis des Allgemeinen Deutschen Handels- und Wechselrechts, 45. Bd., Berlin, 1884年, 105-106頁, および, Knappe, 前掲書, 70頁参照。

16 Simon, 前掲書 (第4版, 以下同じ), 207頁, 脚注171, Fischer, 前掲書, 264-265頁, および, R. Passow, Die Bilanzen der privaten und öffentlichen Unternehmungen, 2. Bd., 2. Aufl., Leipzig & Berlin, 1919年, 88頁参照。

## 1 立法当局の認識と不対応

—— 1870年改正普通ドイツ商法～1884年改正普通ドイツ商法

### 立法当局の認識

立法当局は、次に述べていくことから読み取れるように、遅くとも1884年改正商法の起草段階においてすでに、未払込資本金額の会計処理をめぐる2つの見解が存在することを認識していた。しかし、上述のような資産性肯定説（資本金額記載説）の解釈論的な自然さにもかかわらず、その段階では、立法当局はいずれの説が適切であるのかを特定しなかった。

このことに関して、同法の1883年草案および1884年草案の理由書には、次のような論述がある（ただし、これら2つの草案理由書においては若干の文言の相違がある。ここでは1884年草案理由書の文言を示すが、趣旨は1883年草案理由書と同じであると解される）。

「資本金についてすべての払込みはまだ行われていない場合、資本金の総額ないしその増加額が消極側に記載され、かつ、なお未払いの金額が請求権として積極側に記載されるのか、あるいは、すでに請求された金額、および、払い込まれた金額だけが消極側に示されるのかということ、実質的には相違を生じさせない<sup>17</sup>。」

このような認識にもとづいて、1884年改正商法では結局、未払込資本

---

17 Entwurf eines Gesetzes betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften nebst Motiven und Anlagen, Reichstag 5. Legislatur-Periode IV. Session, 1884年, 174頁, 脚注1)。なお, Entwurf eines Gesetzes betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften nebst Begründung und Anlagen, Berlin, 1883年, 263頁, 脚注2) をあわせて参照。

金額の会計処理について具体的・直接的に言及するような規定は設けられなかった。しかし、立法当局による上の認識は、正しくなかった。どちらの方法を採るかは、立法当局にとって「実質的には相違を生じさせ」得るのである。

1884年改正商法の起草段階においては、実は、会社設立後の資本金額増加に際して、条件付きで、株式の額面価額未満での発行を認める規定の導入が検討されていた（1883年草案および1884年草案215a条2項3文参照）。それは結局、明文をもって禁止されることになったが（1884年改正商法215a条2項3文）、ここで興味深いのは、株式の額面価額未満での発行が行われる場合、額面価額と実際に払い込まれる金額との差額をどのように処理するのかということに関する、草案における次の論述である。

「……資本金の増加に際して、（株式の一石川）発行価格（Emissionspreis）が額面価額より低い場合には、その小さな払い込まれるべき金額（*einzu zahlender Betrag*）ではなく、これ（額面価額一石川）が貸借対照表に計上されるというのが決定的なはずである。……2つの金額の差額は、利益で填補されなければならない……。……このことは、すでに現在、効力を生じている法とみることが許されるであろう……<sup>18</sup>。」

また、この論述には、次の注が付されている。

「したがって、この場合においては、株主総会によって定められた払

---

18 前掲1884年草案理由書、174頁、および、前掲1883年草案理由書、263-264頁。

込金額 (Einzahlungsbetrag) の、全額払込みがまだ請求されていないときにも、常に、総額面価額が消極側に記載されなければならない、それに対して後で払い込まれるべき金額は、会社の請求権として積極側に記載されなければならない<sup>19)</sup>。」

以上の論述の趣旨を私なりに整理すると、次の2つの段落のようにまとめられる。

資本金額が分かたれた、本来は<sup>20)</sup>その全額が払い込まれるべき金額である額面価額よりも、少ない金額の払込みしか行われない場合、すなわちここでは、株式の額面価額未満での発行が行われる場合、額面価額と実際に払い込まれる金額との差額は、分配可能額の減少要因となる。なぜなら、まず、分配可能額は貸借対照表において、株主への払込請求権（未払込資本金）を含む積極項目の金額から、資本金を含む消極項目の金額を控除することにより算定される。そして、株式の額面価額未満での発行が行われる場合には、貸借対照表に記載されることになる消極項目の金額（資本金額）よりも積極項目の金額（未払込資本金額）の少ない分が、分配可能額の減少をもって填補されるからである<sup>21)</sup>。

このような分配可能額の減少は、貸借対照表の消極側に資本金を額面価額総額で記載し、積極側に払込請求権としての未払込資本金の金額を記載

---

19 前掲1884年草案理由書、174頁、脚注2)、および、前掲1883年草案理由書、264頁、脚注1)参照。

20 ここでの「本来は」の意味は、規範的なものではなく、いわば初期設定的に、定款等に別段の定めがなければ、といった意味である。

21 たとえば、1,000の額面価額総額となる株式に対し、750の払込みが引き受けられるというかたちで、株式の額面価額未満での発行が行われる場合、分配可能額は250減少することになる(750(未払込資本金額) - 1,000(資本金額) = -250(分配可能額の減少額))。

することによってのみ、認識される。そこで、株式の額面価額未満での発行が行われる場合には、それに伴う分配可能額の減少を認識するために、未払込資本金額についての資産性肯定説（資本金額記載説）が採られなければならない。このことは、（1870年改正商法のもとで、）すでに明らかなことであるといえる。

以上のように、株式が額面価額未満で発行される場合、それに伴う分配可能額の減少が貸借対照表に反映されるか否か、いいかえれば、資産性肯定説（資本金額記載説）が採られるか否かは、立法当局にとって実質的な相違であったとみられる。立法当局は、その場合に同説が採られていなければならないと考えていたのである。

### 立法当局の不対応

そうであるなら、その考えは、株式の額面価額および額面超過額での発行の場合にも貫かれる必要があったと思う。というのは<sup>22</sup>、これらの場合においても、引き受けられた金額の払込みが実際には行われ得ないといった理由で、未払込資本金額についての評価減が生じる可能性があり、したがって額面価額未満で株式を発行した場合と実質的に同じ結果（同様の分配可能額の減少）が生じ得るからである<sup>23</sup>。

---

22 この本文で述べる理由以前に、そもそも（少なくとも理論的には）、株式の発行価額のあり方が、未払込資本金（額）の払込請求権としての性格、あるいは、資産性、したがって未払込資本金額の会計処理を変える要因になるとは思えない。

23 たとえば、1,000の額面価額総額となる株式に対し、当初は1,000の払込みが引き受けられていたが、それについての払込請求権に評価減250が生じたとする。この場合にも、消極項目の金額（資本金額）はそのままに積極項目の金額（未払込資本金額）は減るため、分配可能額が250減少することになる。これは、本稿脚注21で示したような株式の額面価額未満での発行時の例と、同様の結果である。

それにもかかわらず、資産性否定説（払込資本額記載説）の採用も認められるとすれば、同説にもとづく会計処理によって、上のような分配可能額の減少を選択的に避けることができる<sup>24</sup>。前節でふれたように、その会計処理においては、資産としての未払込資本金（額）の評価減が問題にならないからである。

そのような、未払込資本金額の評価減によって生ずる分配可能額の減少は、1884年改正商法の草案が取りまとめられる前に、すでに数人の論者によって示唆されていた<sup>25</sup>。しかし、立法当局はその「実質的」な問題について、気づかなかったか、あるいは少なくとも、手当てを施さなかったのである。

## 2 立法当局の対応と資本金概念の確立

### —— 1897年ドイツ商法（起草段階）～1931年改正ドイツ商法

#### 立法当局の対応(1) —— 1897年商法（起草段階）

1884年の商法改正以後、上述のとおり、ジモンらによって資本金額記載説（未払込資本金額の資産性肯定説）の論拠や、未払込資本金額の評価問題がより詳細に論じられるようになっていった。そして、この動きに沿うようにして立法当局は、1897年商法へとつながっていくことになる商法草案の起草段階で、資本金額記載説（資産性肯定説）をより明確に想起

---

24 ちなみに、表面的には額面価額以上で株式が発行されていても、実際は額面価額相当額の一部しか払込みは行われ得ないのであれば、実質的には（1884年改正商法が明文をもって禁止した）株式の額面価額未満での発行を行うこともできるということになりそうである。

25 H. Keyßner, Allgemeines Deutsches Handelsgesetzbuch nach Rechtsprechung und Wissenschaft, Stuttgart, 1878年, 228頁, および, Thöl, 前掲書, 502頁参照。

させるような規定，具体的には「定款において定められる資本金が消極側に記載されなければならない (das in Gesellschaftsvertrag bestimmte Grundkapital unter den Passiven angegeben werden muß)」(上点—石川) という規定の準備を進めていたようである<sup>26</sup>。

しかし，このような草案の規定に対しては，それを評価・検討するために法務省により召集された委員会において，多くの商業委員から次のような懸念が提示されたという。

「……もはや払込みが請求され得ない未払いの金額を積極側に記載することは許されない，ということになれば，免除 (Liberirung : 払込義務の免除—石川) が行われてきた，全額は払い込まれていない株式資本 (nicht voll eingezahltes Aktienkapital) を伴う株式会社にとってかつては適法であったことに，困難をもたらしかねない……<sup>27</sup>。」

この懸念の意味内容を，私の解釈も加えてより丁寧に表現すると，次のようになる。上の草案のような規定にもとづき，未払込資本金 (額) が積極項目として評価されることが明確になれば，従来から払込みの免除によって生じていた，もはや払込みを請求し得ない分だけ，未払込資本金 (額) を評価減ないし減額させるということになるのであろう。そうであれば，払込みの免除を行ってきた株式会社にとっては，その金額に見合う分の分

---

26 Simon, 前掲書, 209 頁参照 (なお, ジモンは, "Holdheims Z (Zeitschrift の頭文字—石川)." の第 5 巻, 177 頁を参照・引用している。しかし, 私は, その原典に当たることができなかった。そこで, この脚注冒頭に示したとおり, ジモンの著書を参照した。続く脚注 27 および 28 で彼の著書を示すのも, 同じ事情による。ちなみに, 彼の前掲書 (209 頁) によれば, この草案は非公開であったようである)。

27 Simon, 前掲書, 209 頁。

配可能額を減少させたり、資本金額を減少させる<sup>28</sup>といった、これまでは回避することもできた「困難」がもたらされかねない。

このような懸念が提示されたこともあってか、上の草案のような文言は結局、1897年商法には採り入れられなかった<sup>29</sup>。それでも、同法の起草時における立法当局の姿勢は、1884年改正商法の起草時に比べれば明らかに、資本金額記載説（資産性肯定説）への志向を明確にしたといえるであろう。

### 立法当局の対応(2)——1931年改正商法

すでに述べたとおり、1870年末から始まった未払込資本金額の会計処理をめぐる議論において、当初は資産性否定説（払込資本額記載説）が優位であったが、1900年代に入ってから、資産性肯定説（資本金額記載説）が優位になっていたのであった。そのような状況にあって、立法当局はようやく、この議論に1つの決着をつけることになる。

それは、1931年の改正ドイツ商法（以下、1931年改正商法と呼ぶ）<sup>30</sup> のことである。この1931年改正商法は、ドイツで初めて、年次決算書の項目区分について規定を設けた。そしてそこでは、貸借対照表について、固定性配列法のもと消極側の最初に資本金を記載し（261a条1項BI）、他方で、積極側の最初に未払込資本金（Rückständige Einlagen auf das

---

28 Simon, 前掲書, 209頁参照。

29 ちなみに、1896年商法草案および1897年商法草案にも、本文に示したような文言は見当たらない（前者については、Entwurf eines Handelsgesetzbuchs mit Ausschluß des Seehandelsrechts nebst Denkschrift, Aufgestellt in Reichs-Justizamt, Amtliche Ausgabe, Berlin, 1896年, 草案第254条第5号（64頁）参照。後者については、Entwurf eines Handelsgesetzbuchs nebst Denkschrift, Berlin, 1897年, 草案第238条第5号（65頁）参照）。

30 資料は、H. Rheinstrom, Das neue Aktienrecht, München & Leipzig, 1932年。

Grundkapital) を記載すべきことが定められたのである (261a 条 1 項 A I)。

なるほど、1870 年改正商法からすでに、消極側に資本金の金額を記載すべきとする文言があるにもかかわらず (1931 年改正商法にも引き継がれている。第 261 条第 6 号)、未払込資本金額の会計処理をめぐって異なる 2 つの解釈が生ずる余地があったのは、未払込資本金額の会計処理ないし表示方法それ自体を直接に指示する規定がなかったことも理由の 1 つであったかもしれない。そこへ、1931 年改正商法に至って未払込資本金額の表示方法は前述のように定まり、上で示した貸借対照表 1a におけるような表示方法は想定されないことが明確にされた。

### 資本金概念の確立

さらに、1931 年改正商法においては周到にも、資本金額は「額面価額で (zum Nennbetrag)」消極側に記載されなければならない、と付け加えられた (261 条 6 号)。これによって、貸借対照表 1b におけるような表示方法も想定されないことが明らかにされた。

以上のような立法当局による対応 (商法改正) は、たしかに、もっぱら貸借対照表の表示方法という形式面に関わるものであるが、その背後では、資本金額記載説と整合的な、未払込資本金額をめぐり資産性肯定説が想定されている、というのに十分な材料である。したがって、これをもって実質的な意味でも、未払込資本金額の会計処理をめぐりこれまでの議論は決着したといえる<sup>31</sup>。そして、このことは同時に、ドイツ株式会社会計制度における資本金概念が、充実されるべき金額として 1 つの確立段階に至ったことをも意味する、とあってよいであろう。

---

31 Staub's Kommentar zum Handelsgesetzbuch, 14. Aufl., 2. Bd., Berlin & Leipzig, 1933 年, 567 頁参照。

ところで、上で取り上げた規定は先に、1930年ドイツ株式法草案において提案されていた。ただ、それらの規定の設定について、同草案の理由書は具体的にはなにもいっていないのであるが<sup>32</sup>、これまでの経緯（とくに上でふれた1897年商法の起草段階での経緯）からいって、立法当局にも、未払込資本金額の会計処理をめぐる議論に決着をつける意図があったとみて間違いないと思う。その立法当局の意図は、上の1931年改正商法の規定に十分に盛り込まれて、前述のようなドイツ株式会社会計制度における資本金概念が、確立したわけである。

ちなみに、同草案理由書は、「貸借対照表の項目区分に関する規定は、会社の財産がどのように投資されているか、その資本がどのように構成されているか、を明らかにさせるに違いない<sup>33</sup>」と述べている。この論述は、貸借対照表の積極側からは財産の投資額、そして消極側からはその調達額が明らかになるという趣旨であると読むのが自然かもしれないが、資本金概念のあり方をふまえて、少なくとも次のような限定付きで読まなければならないであろう。

貸借対照表の消極側に記載される資本金額は、充実されるべき金額であって、必ずしもすでに払い込まれた金額であるとはかぎらない。そのことは、積極側における未払込資本金額の存在をもって確認できる<sup>34</sup>。未払込資本

---

32 Entwurf eines Gesetzes über Aktiengesellschaften und Kommanditgesellschaften auf Aktien sowie Entwurf eines Einführungsgesetzes nebst erläuternden Bemerkungen, veröffentlicht durch das Reichsjustizministerium, Berlin, 1930年, 111-115頁（司法資料第222号『1930年独逸国株式会社法及株式合資会社法草案並説明書・1931年9月独逸国株式会社法改正に関する緊急律令』司法省調査課, 昭和11年, 185-193頁）参照。

33 前掲1930年草案理由書, 114頁（前掲司法資料, 190頁）。訳については、安藤, 前掲書, 267頁参照。

34 したがって、払込資本額を知るためだけであれば、未払込資本額を資本金額から控除して表示することは必要条件ではない。未払込資本額が積極側に、

金額は、株主（出資者）に対する会社の払込請求権の金額であり<sup>35</sup>、投資金額（すでに支出された金額）を意味するわけではないのである。これらのことから、資本金額と未払込資本金額とを対立的に表示する貸借対照表は、それら2つの金額に注目するかぎりではいばむしろ、充実されるべき金額がどれだけ充実されているのかを明らかにしていくことになる<sup>36</sup>。

### 3 確立した資本金概念の定着

—— 1937年ドイツ株式法～1965年ドイツ株式法

1937年ドイツ株式法（Aktiengesetz）（以下、1937年株式法と呼ぶ）<sup>37</sup>

---

また、資本金額が消極側に記載される場合であっても、考えのうえで後者から前者を控除することで、払込資本額を知ることはできる。

ただし、未払込資本金額の評価減が行われた場合（かつ、それに合わせて資本金額が減少されていない場合）にも、払込みが行われた場合と結果的には同じように、資本金額と未払込資本金額との差額は増加する。しかしそれは、払込資本額の増加を意味しない。このように、未払込資本金額についての資産性肯定説（資本金額記載説）による場合は、貸借対照表本体から厳密な払込資本額が常に判明するとはかぎらないのである。

35 Schlegelberger=Quassowski=Schmölder, Verordnung über Aktienrecht, Berlin, 1932年, 226頁参照。ちなみに同書では、未払込資本金額は、請求（催告）済の如何を問わずに貸借対照表に記載されると述べられている（226頁）。

36 Makower, 前掲書, 706頁参照。ちなみに、比較的最近の、わが国における株式会社会計制度を前提としたものであるが、充実されるべき金額が生じてから、実際に充実されていく過程を仕訳によって示した、拙稿「資本金及び資本準備金の捉え方と会計処理」『一橋論叢』第131巻第5号（2004年5月）、および、「資本金及び資本準備金の捉え方と現物出資に係る会計処理」『産業経理』第64巻第3号（2004年10月）も参照されたい。

37 資料は、Adler=Düring=Schmaltz, Rechnungslegung und Prüfung der Aktiengesellschaft, Stuttgart, 1938年。なお、1937年株式法については、大隅健一郎=八木弘=大森忠夫『獨逸商法〔Ⅲ〕株式法』有斐閣, 昭和14年, 320頁, 322頁, および, 337頁も参考にした。

においては、未払込資本金の原語が、それ以前の Rückständige Einlagen auf das Grundkapital から Ausstehende Einlagen auf das Grundkapital になった (131 条 1 項 A I)。そして、これはそのまま、1965 年ドイツ株式法 (以下、1965 年株式法と呼ぶ)<sup>38</sup> へと引き継がれていった (151 条 1 項)。

他方で、実質的な変更点は見当たらない。つまり、1931 年改正商法において確立した未払込資本金額と資本金額との関係、ないし、それらの取扱いは、1937 年株式法 (131 条, 133 条 7 号)、および、1965 年株式法 (151 条, 156 条 1 項) にも変わらず引き継がれていったといえる (この後の改正をふまえても、そのようにいえる)。充実されるべき金額としての資本金概念は、30 年を超える期間に耐えて、定着し続けることになったわけである。それだけその確立は、たしかなものであったということであろう。

#### 第 4 節 合意にもとづく資本概念の明確化とフローにもとづく資本概念への方向性

—— 1985 年改正ドイツ商法・株式法～現行ドイツ商法・株式法

1931 年改正商法において確立した資本金概念は、現行のドイツ株式会社会計制度に至るまでに、より一層明確にされている。本節ではまずこのことを取り上げ、前章から続けてきた作業の仕上げとして、ドイツ株式会社会計制度における伝統的な資本金概念は、やはり合意にもとづく資本概念であったということを確認しておこう (本節 1)。

ところで、ここまで法定準備金制度の導入についてごく簡単にふれることはあったが (とくに前章第 4 節および第 5 節参照)、その金額の会計上

---

38 資料は、Adler=Düring=Schmaltz, Rechnungslegung und Prüfung der Aktiengesellschaft, 4. Aufl., 1. Bd., Stuttgart, 1968 年。

の位置づけや、認識および測定次元にまで踏み込んだ検討は行ってこなかった。しかしそれは、現在の資本準備金概念の具体的内容に関わる論点であり、ドイツおよびわが国の株式会社会計制度における資本概念の検討から外せないと思う。そこで、先に確立および明確化が論じられる資本金概念に加えて、本節では新たに、現在でいう資本準備金概念が検討対象に含まれる。

ドイツの法定準備金制度は、1884年改正商法に始まるが、資本準備金という概念ないし名称は、1985年改正ドイツ商法に至ってから採り入れられた。ここ(本節2)では、その経緯を1つのまとまった論点として、ひとまず資本金概念の生成・確立過程とは切り離して述べることにする。そうすることで、(現在の利益準備金のみならず)資本準備金概念が、資本金概念とは異なった独特の生成および確立過程を進んできたことが明確になるであろう。

以上のように、資本金概念の明確化、ならびに、資本準備金概念の生成と確立を論じた後には、再び資本金概念に戻って、その変化の兆しにふれる(本節3)。これらの作業を通じて、ドイツ株式会社会計制度における、合意にもとづく資本概念の明確化と、フローにもとづく資本概念への方向性という2つの流れがみえてくるはずである。

### 1 引受済資本金としての資本金概念の明確化

すでに述べたとおり、ドイツ株式会社会計制度における資本金概念は、1931年改正商法において充実されるべき金額として確立され、それはそのまま、1937年および1965年株式法において定着していたといえる。

ただ、貸借対照表の消極側に記載される資本金(Grundkapital)という項目名そのものから、それが充実されるべき金額として生じたものであるということは、まず読み取れない。そのような資本金の性質は、これまでのように、間接的ながらも未払込資本金額の記載(表示)方法に関わる

規定をみたり（前節参照）、さらにその規定がないとか不明確であれば、直接的ながらも会計以前の規定（貸借対照表に記載される資本金額は、定款に定められ、額面株式に分かたれ、その額面価額について分割払込みが行われる金額である、ということを示す規定）に遡らなければ（前章参照）、必ずしも明らかにはならないのであった。

そのような状況は、1985年の株式法改正および商法改正以降、解消されることになる。つまり、現行ドイツ株式会社会計制度における資本金概念は、確立後さらに一歩進んで、貸借対照表における項目名から直接的にその性質が読み取れるように明確化されているのである。

そのことを示す1985年改正ドイツ株式法（以下、1985年改正株式法と呼ぶ）<sup>39</sup>の規定は、次のとおりである<sup>40</sup>。

#### 第152条 貸借対照表についての規定

- 1 資本金（Grundkapital）は、貸借対照表においては、引受済資本金（Gezeichnetes Kapital）として表示されなければならない。……（第2文、第3文および第4文省略）  
……（第2項および第3項省略）

ここで登場した引受済資本金という項目名は、資本金概念を確立させた1931年改正商法の規定を受け継ぐ、次のような1985年改正ドイツ商法（以下、1985年改正商法と呼ぶ）<sup>41</sup>の規定にも取り込まれている<sup>42</sup>。

---

39 資料は、B. Kropff, Rechnungslegungsvorschriften nach dem Bilanzrichtlinien-Gesetz, München, 1986年。

40 訳については、黒田全紀編著『ドイツ財務会計の論点』同文館、平成5年、巻末所収の「付録資料 ドイツ会計法規定集」（黒田全紀訳編）参照。

41 資料は、Kropff, 前掲書。

42 訳については、黒田編著、前掲書（前掲資料）参照。

### 第 272 条 自己資本 (Eigenkapital)

1 引受済資本金とは、資本会社の債務につき、債権者に対して社員が負う責任の限度を示す資本 (Kapital) をいう。未払込資本金 (ausstehende Einlagen auf das gezeichnete Kapital<sup>43</sup>) は、積極側で固定資産の前に区分して表示され、かつ、相応の名称を付されなければならない。また、そのうち催告済みの出資 (eingeforderte Einlagen) が注記されなければならない。…… (第 3 文は本節 3 で示すことにして、ここでは省略)。

…… (第 2 項, 第 3 項および第 4 項省略)

### 第 283 条 自己資本の計上価額

引受済資本金は、額面価額 (Nennbetrag) で計上されなければならない。

以上の規定にもとづき、資本金は、貸借対照表の消極側に (1985 年改正商法 266 条 3 項 A I), 引受済資本金という項目名をもって、株式の額面価額総額、したがって定款上の名目額<sup>44</sup>で表示される。他方、未払込資本金額は、積極側に表示される (そのうち、払込 (出資) 催告済みの金額が注記される)。

具体例を示そう。たとえば、引受済資本金が 1,000 であり、未払込資本金額が 750 (そのうち払込催告済みの金額が 250) である場合、次の貸借

---

43 直訳をするなら、「引受済資本金に対する未出資 (金額)」といった訳を当てるのが正確であろう。しかし、この項目は、これまでの未払込資本金 (額) と同じであると思われる。そこで、この項目にも同じ呼称・訳を当てることにした。

44 B. Großfeld, Bilanzrecht, 3. Aufl., Heidelberg, 1997 年, 124-125 頁参照。

対照表 2b が作成される<sup>45</sup>。

A. 未払込資本金	750	A. 自己資本	
（うち払込催告済み	250）	I. 引受済資本金	1,000
B. 固定資産		.....	
.....		.....	

引受済資本金という項目は、新しい概念（Begriff）であるといわれることもある<sup>46</sup>。ただ、たしかに名称自体は新しいが、実質的に新しい項目であるとはいえない。むしろ、資本金概念の性質を、ここまでの理解と整合的なかたちで表現するものであるといえる<sup>47</sup>。

ちなみに、このような改正は、EC 会社法指令の国内法化に伴うものであった。1985 年改正商法および株式法が採り入れた引受済資本金という項目名は、同第 4 指令の中で定められていたのである。その経緯については、後で（本節 3 で）もう少し詳しくふれることにして、それよりもまず、ここであらためて確認しておきたいのは、次のことである。

資本金概念は、払込みを引き受けられた金額すなわち充実されるべき金額である、ということが表面化して、貸借対照表上の項目名から直接的にそのような実質を読み取れるようになった。このようにして、ドイツ株式会社会計制度における資本金概念は、合意にもとづく資本概念として、完

45 貸借対照表の例示に際しては、ここではとくに、黒田全紀編著『解説 西ドイツ新会計制度——規制と実務——』同文館、昭和 62 年、80-81 頁、および、Großfeld, 前掲書、124-125 頁参照。

46 Küting=Weber, Handbuch der Rechnungslegung, Stuttgart, 1986 年、979 頁参照。

47 Thiele, S., Das Eigenkapital im handelsrechtlichen Jahresabschluß, Düsseldorf, 1998 年、168-169 頁参照。

成の域に達している観がある<sup>48</sup>。

それにしても、1つの主義ないし論理が完成するとか頂点に達すると、原因や背景はさておき、振り子の揺り戻しのようにそれが後退を始めたり、別の主義ないし論理の発展に取って代わられたりというのは、会計の世界でも起こり得ることのようである<sup>49</sup>。そしてそのことは、ドイツ株式会社会計制度における資本金概念についても当てはまるかもしれない。

1985年の改正商法および株式法においては、合意にもとづく資本金概念の完成を思わせるような引受済資本金という項目名の採用がみられた一方で、上の貸借対照表 2b におけるようなものとは別の表示方法が新たに認められている。そしてその表示方法の認容が、見方によっては、資本金概念の変化の兆しのようにみえるのである。

さらにいうと、これは結果的には、そのときまでにすでに生成・確立の過程を進みつつあった資本準備金概念の方向性を追いかけることになったようにもみえる。いいかえれば、ドイツ株式会社会計制度はすでに、資本金概念の変化の兆しを矛盾なく受け入れられる素地をもっていた。そこで、まず先に、その素地としての資本準備金概念の生成・確立の過程を確認し

---

48 このことは、資本金額の減少の認識および測定をふまえてもいえる。これについてはすでに、五十嵐邦正「ドイツ株式法における減資差益」『會計』第165巻第5号(2004年5月)、および、同「ドイツ資本金会計制度」『商學集志(日本大学商学研究会)』第74巻第1号(2004年6月)による詳しい解説があるとおりに、ドイツ株式会社会計制度における資本金は、当事者間(経営者、出資者、および、債権者)の合意にもとづいて減少するのであって、フローにもとづいて減少するとはみられない。

49 たとえば、安藤、前掲書、179頁、安藤英義「会計における主観主義と客観主義」『會計』第147巻第5号(1995年5月)、14頁、および、同「企業会計における二つの論理——企業の論理と市場の論理——」『JICPA ジャーナル』第12巻第6号(通号第539号)(2000年6月)参照。

ておこう。すでに述べたとおり、資本準備金概念はもともと、資本概念の検討から外せないと思われる対象であった。

そこから、ドイツ株式会社会計制度における、フローにもとづく資本概念への方向性が見出され、資本金概念の変化の方向性も捉えられるであろう。合意にもとづく資本概念とフローにもとづく資本概念とのいわば交錯は、やや異なるかたちではあるが、わが国株式会社会計制度の母国であるドイツにおいてもみられていたのである。

## 2 フローにもとづく資本準備金概念の生成・確立（1884年改正普通ドイツ商法～）

法定準備金概念ないし資本準備金概念の生成・確立過程は、本章の主要な舞台である、資本金概念の確立・明確化の時期とほぼ同じ時期に展開されることになる。

### 利益としての取扱い(1)——1884年改正商法

準備金額の計上（積立て）は、1884年改正商法において初めて、（商法本体で<sup>50</sup>）強制的に求められるようになった。そこで計上が求められた金額のうち、とくに問題になるのは、株式の額面価額を超えて株主から払い込まれる金額、すなわち、額面超過額の取扱いである。

1870年改正商法までは、額面価額以外の金額での株式発行に関わる規定がなかった。そこへ、1884年改正商法は、額面価額を超える金額での

---

50 1856年に、プロシア政府が州政府に宛てて出した「株式会社の定款の認可に際して確認すべき一般原則に関する回状規定」（Cirkular=Verfügung wegen der bei Bestätigung der Statuten von Aktien-Gesellschaften festzuhaltenden allgemeinen Grundsätze）第45条は、準備金額の計上を要求した。しかし、商法本体で初めて準備金額の計上が強制されたのは、本文に述べるとおり、1884年改正商法においてである。

株式発行が行われる場合について、規定を設けた (209a 条 1 項 2 号, 209e 条 2 項 3 号, 210 条 3 項 2 文等。額面価額未満での株式発行は禁止されることになった (209a 条 2 項))。その規定とともに、1884 年改正商法は、額面超過額の取扱いに関わる次の規定を有していた<sup>51</sup>。

#### 第 239b 条

第 185a 条, 第 185b 条, 185c 条の規定は, (株式会社の一石川) 貸借対照表および準備金 (Reservefonds) について, 準用される。

#### 第 185b 条

貸借対照表で生ずる損失の填補のために, 準備金が積み立てられなければならない。これには (次の金額が一石川) 含まれなければならない。

- 1 準備金が, 総資本 (Gesammtkapital) の 10 分の 1 あるいは定款に所定のより大きな割合を超えていないかぎり, 年度純利益 (jährlicher Reingewinn) のうち少なくとも 20 分の 1
- 2 会社の設立あるいは総資本の増加に際して, 額面価額 (Nominalbetrag) よりも高い金額での株式発行によって得られる利益 (Gewinn)

株式会社に対する規定である第 239b 条は, 株式合資会社に対する規定である第 185b 条の準用を指示している。そこで, 第 185b 条の文言のうち, 「総資本」を資本金と読み変えることになる<sup>52</sup>。

これらの規定は, それまで会社の任意であった準備金の計上を強制する

---

51 資料は, Staub, 前掲書。

52 Staub, 前掲書, 575-576 頁参照。

ものである。ドイツ株式会社会計制度における法定準備金制度は、ここに始まる。そのことも重要かもしれないが、ここでより重要なのは、第185b条第2号が、額面超過額を「利益」と表現していることである<sup>53</sup>。

もっとも、額面超過額については、それを準備金として計上することが強制されており、そしてその準備金は、損失の填補以外に取り崩すことができない、つまり、分配可能額には含まれない。とはいえ、それを利益と表現することに対して、批判は少なくなかった<sup>54</sup>。

### 利益としての取扱い(2)——1897年商法

その後、1897年商法は、次の条文をもって、準備金としての計上が強制される金額を定めた<sup>55</sup>。

#### 第262条

……（柱書き省略——1884年改正商法185b条柱書きと同じ）

1（省略——1884年改正商法185b条1号と同じ）

2 会社の設立あるいは資本金の増加に際して、額面価額よりも高い金額での株式発行によって得られるその超過額で、かつ、株式発行

---

53 これは、草案の時点ですでにみられた表現であり、その理由書も、額面価額を利益と呼ぶことに躊躇がないように感じられる。前掲1883年草案理由書、264頁、および、前掲1884年草案理由書、175頁参照。

なお、渋谷光子教授は、この金額を「資本準備金」と表現しておられたが（「ドイツ利益処分法の成立と展開(1)」『立教法学』第17巻（1978年6月）、96頁）、このときはまだ、実際の規定の文言中に資本準備金という表現は用いられていなかった。

54 支持および批判の状況については、烏賀陽然良「額面超過金額と所得税賦課問題」神戸會計學會編纂『會計學論叢 第五集プレミアム問題』寶文館蔵版、大正9年、16-18頁で紹介されている。

55 資料は、Makower、前掲書。

わが国株式会社会計制度における伝統的資本概念の特質（2）

によって生ずる費用の金額を超えて得られる金額（Betrag）

- 3 資本金増加のない，株式についての優先権付与に対して，株主から行われる追加払いの金額。ただし，臨時償却のための，あるいは，特別損失の填補のための，当該支払額の利用は決議されていないこととする。

この規定の文言においてまず注目されるのは，1884年改正商法第185b条第2号にあった利益の語が，「金額」の語に差し換えられたことである。このことをもって，同改正商法のもとでは，額面超過額が利益ではないものと考えられるようになった，とみることもできるかもしれない<sup>56</sup>。

また，1897年商法において新設された第262条第3号が定める金額は，要するに株主から払い込まれる金額である。したがってこの規定も，株主からの払込額は利益ではないと考えられるようになった，という見方に有利な材料となろう。

しかし，その草案理由書に目をやれば，事情は異なるようである。端的と思われる根拠は，1896年および1897年のいずれの商法草案理由書も，「商法典は打歩収益（Agioerträgniß）それ自体を資本増加（Kapitalvermehrung）として解していない，ということによって結論が引き出され得るであろうから」，利益という表現は「避けられた」（vermieden）と知っている<sup>57</sup>点である。遠回しな表現であるが，私見によれば，これは次のような意味で理解できる表現である。

額面超過額は，資本金（の増加）額には含まれない，ということによっ

---

56 鳥賀陽，前掲論文，16-17頁参照。

57 いずれの引用も，Entwurf eines Handelsgesetzbuchs mit Ausschluß des Seehandelsrechts nebst Denkschrift, Aufgestellt in Reichs-Justizamt, Amtliche Ausgabe, Berlin, 1896年，145-146頁，および，Entwurf eines Handelsgesetzbuchs nebst Denkschrift, Berlin, 1897年，159頁。

て、収益ないし利益であるという結論が引き出され得る。したがって、その結論は、あえて明言する必要もないであろう。そこへ、「利益」という表現に批判もあるようなので、その表現は避けられた。

なるほど、第 262 条第 2 号のもとでは、額面超過額のうち「株式発行によって生ずる費用の金額を超えて得られる金額」だけが準備金となる。いかえれば、額面超過額から株式発行に要する費用を控除することが認められている<sup>58</sup>。これは、額面超過額を利益（収益）とみていることの 1 つの現われとみることもできる<sup>59</sup>。

また、第 262 条第 3 号が定める、優先権に対する株主による追加支払額を準備金に計上することも、その金額が利益ではないからという理由によるのではなかったらしい。狙いは、素朴に、後の損失填補のために準備金額を増加させるということにあったようである<sup>60</sup>。

### 利益としての取扱い(3)——1937年ドイツ株式法

さらにその後、1937年株式法においては、法定準備金（gesetzliche Rücklage）という用語が登場した（130条）<sup>61</sup>。しかし、額面超過額の取扱いについての規定は、文言は変わっていても<sup>62</sup>、上に述べたような、そ

---

58 ちなみに、この規定は、1897年草案で登場した規定である。

59 ただし、大日方隆『企業会計の資本と利益』森山書店、1994年、107-109頁、および、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日、企業会計基準委員会）1および3（1）も参照されたい。

60 前掲1896年草案理由書、145頁、および、前掲1897年草案理由書、158-159頁参照。

61 資料は、Adler=Düring=Schmaltz、前掲書（初版）、および、大隅=八木=大森、前掲書。

62 第130条第2項第2号「額面価額を超える金額をもってする株式の第1回またはその後の発行に際して得られる金額で、額面価額、および、発行に要した費用を超える金額」（訳については、大隅=八木=大森、前掲書、310頁を参照しながら、本稿での用語を用いた。）

の実質的内容に変化はないといえる (130 条 2 項 2 号)。

また、その (法定) 準備金として計上される金額には、それまでの 3 つに加えて新たに、(条件付資本増加における) 転換社債の発行価額が引受株式の額面価額を超過する金額が加えられた<sup>63</sup>。そして、この金額からも、社債および引受株式の発行費用が控除される (130 条 2 項 3 号)<sup>64</sup>。

### 資本としての取扱い (1) —— 1965 年株式法

そのような、株式および転換社債の発行費用控除が認められなくなったのは、1965 年株式法においてである (150 条 2 項 2 号および 3 号)。立法当局は、その根拠として、次のような見方を示していた。

株式の額面価額での発行の場合や、転換社債の償還金額での発行の場合

---

63 なお、この金額が準備金として計上されるのは、転換社債の転換前であるか転換後であるかという問題があった。これについては、安藤英義「商法会計における保守主義の動向」黒田全紀編著『会計の国際的動向』同文館、1997 年、125-126 頁で紹介されている。

64 神作裕之教授は、この本文でふれた 1937 年株式法第 130 条第 2 項第 3 号について、次のご理解を示しておられた。

「株式の額面超過額と同様、転換社債の発行に際し債務の券面額を超えて支払われた額も、営業上の収益ではなく自己資本の調達に関わるものであるから資本準備金に計上されるべきである、というのが立法の理由である。ここでは、いわゆる営業取引と資本取引との区別が強調されているように読み取れる」(「ドイツ法における「資本準備金」制度の一考察 —— 新株引受権附社債および転換社債の会計処理を中心として ——」商法会計制度研究懇談会編『商法会計に係る諸問題』企業財務制度研究会、1997 年、125 頁)。

同規定の登場は、たしかに、資本準備金概念の生成・確立へとつながっていく線の上に位置づけることもできる。しかし、それらの額面 (券面) 超過額から費用が控除されることについては、「営業取引」(いわゆる損益取引) と資本取引との区別が十分に意識されてのことか、疑う余地はあると思う (本稿脚注 59 と、同脚注を付した本文を参照されたい)。つまり、資本準備金概念は、まだ十分に生成していないとみることもできると思うのである。

であれば、(株式の額面超過額のような、控除される側の金額がなく、) 発行費用は直接に損益計算書に計上されるのであるから、それと同様の取扱いを株式の額面超過額での発行の場合にも行うのが妥当である。また、そうしなければ、利益の表示が歪められるであろう<sup>65</sup>。

これは要するに、額面超過額は利益ではないとする見方であろう。ここであらためてそのような見方が示されたということから、それ以前は額面超過額が利益として取り扱われていた(とみられてもおかしくない状況であった)ことを、立法当局が認めたというようにみることもできそうである。そしてこれ以後は、額面超過額は資本として、準備金に計上されていくということでもある。これをもって、資本準備金概念はたしかに生成し、早くも実質的には確立の段階に至っているといえると思う。

#### 資本としての取扱い(2)——現行商法

さらにその後、1985年改正商法において上述の4つの金額は、それまでの法定準備金という項目としてではなく、利益準備金(Gewinnrücklagen<sup>66</sup>)と区別された、資本準備金(Kapitalrücklage)として積み立てられるようになっていく(272条2項)<sup>67</sup>。

---

65 B. Kropff, Aktiengesetz, Düsseldorf, 1965年, 221頁(慶應義塾大学商法研究会訳『西独株式法』昭和44年, 255頁)参照。

66 直後に本文で示す資本準備金の原語が単数形であるのに対して、利益準備金の原語は複数形である。

67 なお、神作裕之教授は、「わが商法典の母法となったドイツ一般商法典(ADHGB)においては、……(中略)、すでに資本準備金制度(Reservefonds)は存在していた」(神作, 前掲論文, 125頁)と述べておられた。ただ、ドイツ一般商法典(ADHGB, 普通ドイツ商法とも訳される)の時代には、すでに述べたとおり、額面超過額は利益と同様の取扱いを受けていたのであり、資本準備金という表現が用いられるようになったのは、これも本文に述べたとおり、1985年改正商法(HGB)におけることである。その時点で資本準備金概念が

このときはすでに、額面超過額は利益ではなく資本として会計処理されるべきであるという見方が支配的になっていた<sup>68</sup>。ここではもはや疑いなく、資本準備金概念は確立して、ドイツ株式会社会計制度における資本概念に加わったといえる。

### フローとしての資本準備金概念

この段階に至ったところで、本稿にとってとくに関心がある論点を取り上げることにしたい。それは、確立した資本準備金概念が、合意にもとづく資本概念であるのか、それともフローにもとづく資本概念であるのか、という点である。

この点についての答えは、資本金（引受済資本金）に対しては未払込資本金という項目がある一方で、資本準備金に対しては同様の項目がないということから窺われる。このことは、資本準備金概念が合意にもとづく資本概念（充実されるべき金額）ではなく、フローにもとづく資本概念（すでに払い込まれた金額）であることを示唆している。すでに払い込まれた金額であれば、それについての未払込みの金額は存在せず、したがって、未払込資本金と同様の項目（いわば未払込資本準備金項目）も問題にならないからである。

考えのうえでは、たとえば額面超過額についても払込みの引受けを観念することができ、したがって、その金額についての払込請求権を観念することもできる。しかし、ドイツ商法および株式法に、それが貸借対照表の

---

確立したとみるなら、それ以前は、資本準備金概念の生成過程であったと位置づけることもできよう（もっとも、神作、前掲論文、125-126頁の内容は、その位置づけと整合的に読めるし、同論文では、上の引用文の後に初めて「資本準備金の概念（その1）」という款が設定されている）。

68 Bundestags-Druckache, 10/4268, 1985年11月18日, 106-107頁, および, 神作, 前掲論文, 125頁参照。

記載項目として掲げられていないのは、そこでは、資本準備金として計上される金額が、早い段階で払い込まれることが予定されて（必要とされて<sup>69)</sup> いるためであるように思われる。このことについては、現行ドイツ株式法における次の規定をみるのがよいであろう。

### 第 36a 条

金銭出資 (Bareinlagen) に際して催告される金額 (eingeforderter Betrag) (26 条 2 項) は少なくとも、最低発行価額の 4 分の 1 と、それ (最低発行価額—石川) よりも大きな金額での株式発行の場合における、その超過額とを含まなければならない。

…… (第 2 項省略)

この規定から窺われるように、資本金額については、割合いはともかく 2 回目以降の分割払込みが認められているのに対して、最低発行価額の 1 つである額面価額 (9 条 1 項) を超える額面超過額を初め、資本準備金として計上される金額については、分割払込みが想定されていない。このことから、ドイツ株式会社会計制度においては、貸借対照表の作成時にはすでに、資本準備金として計上される金額について全額払込みが済んでいることが想定され、ひいては、資本準備金概念が、払い込まれた金額すなわちフローにもとづく資本概念であると見なされているのであろう。だからこそ、未払込資本準備金という項目名も、そして引受済資本準備金という項目名も用意されていないのだと解される。

もう 1 つ、ドイツ株式会社会計制度における資本準備金概念はフローにもとづく資本概念と見なされている、という理解と整合的な事実がある。

---

69 Adler=Düring=Schmaltz, Rechnungslegung und Prüfung der Unternehmen, 6. Aufl., 5. Bd., Stuttgart, 1997 年, 343 頁, 348 頁, および, 355-357 頁参照。

それは、資本準備金額は（引受済）資本金額と異なって、必ずしも当然には財産分配局面において維持されるべき金額とされるわけではない、ということである。

本稿第1章において述べたように、充実されるべきという合意が得られた金額であれば、そのまま維持されるべき金額として転用されるのが自然であり、合理的である。しかし、まずは純粹に、払い込まれた金額でしかないといえるフローは必ずしも、そのまま維持されるべき金額として適切であるとはかぎらないのであった。フローにもとづく資本概念が、維持されるべき金額として利用されるかどうかは、その発生後の当事者間の合意次第である。ドイツ株式会社会計制度における資本準備金概念は、このような理解と整合的なのである<sup>70</sup>。

具体的には、現行ドイツ商法第272条第2項第1号ないし第3号の資本準備金の金額は、取締役会および監査役会、あるいは、株主総会の決議にもとづいて確定され（株式法172条および173条）、分配可能額から除かれる（株式法150条）。ここでは、フローにもとづく資本概念の上に、それを維持されるべき金額とすることについての合意が置かれているわけである。それに対して、同条同項第4号の資本準備金の金額は、分配可能額に含まれる（株式法150条）<sup>71</sup>。このことは、フローにもとづく資本概念は、その上にあらためて合意が置かれなにかぎり、維持されるべき金額として利用されないという理解と一致する<sup>72</sup>。

---

70 この見方は、神作，前掲論文，（注55）第2段落によるところが大きい。

71 この金額は、現在のわが国でいえば、その他資本剰余金に該当することになる。

72 合意にもとづく資本の減少と、フローにもとづく資本の減少との違いについては、拙稿「「払込資本と留保利益の区別」の多様性と当事者間の合意による選定」『愛知大学経営総合科学研究所 経営総合科学』第88号（2007年3月）を参照されたい。

以上のことから、ドイツ株式会社会計制度において確立した資本準備金概念は、すでに払い込まれた金額すなわちフローにもとづく資本概念（少なくとも、そう見なしてよいもの）である、とあってよいと思う。

### 3 払込資本額記載説への方向性と資本金概念の変化の兆し

ここで再び、資本金概念の検討に戻ろう。

上の本節1では、合意にもとづく資本金概念を明確化する規定の1つとして、1985年改正商法第272条第1項を示した。ただ、そこでは、その資本金概念の変化の兆しとも受け取れる文言を省略していた。それを次に示す。

#### 第272条 自己資本

1 ……（第1文および第2文は本節1で示したので、ここでは省略）。  
催告が行われていない未払込資本金は、「引受済資本金」項目から明示してこれを控除することも認められるが、この場合に控除後残額は「催告済資本金」（Eingefordertes Kapital）項目として消極側の主欄（Hauptspalte）に表示され、また、そのうえ、催告済みであるが未払込みの金額は債権として区分して表示され、かつ、相応の名称を付されなければならない。

……（第2項、第3項および第4項省略）

ここで新たに認められた表示方法の具体例を、上の本節1で貸借対照表2bを示したときと同じ条件にもとづいて示せば、次の貸借対照表1cのようになる。

貸借対照表 1c

A. 固定資産	……	A. 自己資本	
B. 流動資産	……	I. 引受済資本金	1,000
……		未催告・未払込資本金	<u>-750</u>
II. 債権およびその他の資産		催告済資本金	250
催告済・未払込資本金	250	……	
……		……	

この表示方法は、貸借対照表 2b にみられるような、未払込資本金額についての純粹な資産性肯定説（資本金額記載説）から離れて、資産性否定説（払込資本金額記載説）に近づいている。積極側には、未払込資本金額がまったく記載されないというわけではないが、その全額ではなく、払込みの催告が済んだ金額だけが記載される。また、消極側には、払込済みの資本金額が記載されるわけではないが、払込みの催告が行われた金額が記載される。催告の具体的な内容にも依るが、払込みまでの期間が短ければ短いほど、催告済みの未払込資本金額の消滅は早まり、催告済みの資本金額は払込済みの資本金額に近くなる<sup>73</sup>。

73 ただ、私見によれば、上の表示方法には疑問がないわけではない。1985年改正商法および株式法以降は、貸借対照表の作成方法として誘導法が採られていると解されている（安藤，前掲書，51-52頁，および，万代，前掲書，42-46頁参照）。そこで上のような会計処理ないし表示方法が採られると、引受済資本金額と未催告・未払込資本金額とが勘定を通じて体系的ないし組織的に結びつけられ、会計上、引受済資本金額は減少してしまっているといわざるを得ない。しかし、その会計処理それ自体によっては、定款上の資本金額は減っていないはずである。そうであれば、引受済資本金は資本金を表わしているとはいえなくなりそうである。

また、払込みの催告が現実に、いつでも容易に行えるような手続きであれば、それが行われたか否かによって未払込資本金額の会計処理を変えても、実質的な違いは生まれないようにも思える。

そのような表示方法を指示する第 272 条等の新設は、すでにふれたように、EC 会社法指令の国内化に伴うものであった。したがってそれ以前に、それらの規定の内容は同第 4 指令の中に盛り込まれていたわけであるが、これについては議論があった<sup>74</sup>。

当初、第 4 指令の予備草案においては、資本金額から未払込資本金額を控除して記載すべきこと、すなわち、上の未払込資本金額の会計処理をめぐる議論でいう、払込資本額記載説が提案されていたのである<sup>75</sup>。もっとも、その後の原始提案で、資本金を引受済資本金として貸借対照表に記載するという資本金額記載説が提案され、さらにその提案は、修正提案および第 4 指令へと引き継がれた。そして、この第 4 指令が、1985 年改正ドイツ商法および株式法に採り入れられることになった。

しかし、EC 会社法第 4 指令での議論を受けて、貸借対照表 1c のような表示方法が新たに認められるようになったことも事実である。これに関して、EU 会社法指令、とりわけ資本制度の改正作業が将来、どのような結果につながっていくのかが注目される<sup>76</sup>。ドイツ国内に限っても、充実されるべき金額および維持されるべき金額としての資本概念を支える合意（資本制度）は、必ずしも盤石ではない<sup>77</sup>。また、最近では、ドイツ会計基準設定審議会（Deutscher Standardisierungsrat）が、貸借対照表 2b の

---

74 この経緯については、H. Kaminski, Stellungnahme der Groupe d'Etudes des Experts Comptables de la C. E. E. zum Vorschlag einer 4. Richtlinie zur Harmonisierung der Rechnungslegungsvorschriften in der Europäischen Gemeinschaft, Die Wirtschaftsprüfung, Jg. 26, 1973 年参照。

75 資料は、L. Schuff, Entwicklung der 4. EG-Richtlinie, Düsseldorf, 1986 年。

76 「海外情報 EU 会社法における資本制度の改正」『商事法務』第 1714 号（2004 年 11 月 25 日）42-43 頁参照。

77 伊藤雄司「会計基準の国際化と債権者保護」江頭憲治郎＝増井良哲編『融ける境 超える法 3 市場と組織』東京大学出版会、2005 年、第 8 章参照。

ような表示方法の廃止を提案していたことも無視できない<sup>78</sup>。

ちなみに、1998年には株式法が改正されて、無額面株式 (Stückaktie) の発行が認められるようになっている。これに関して前章第3節2では、株式の額面価額の存在は、資本金額が充実されるべき金額であることを明確にしてくれるという趣旨のことを述べた。これは、逆にいえば、額面価額がなくなると、資本金額が充実されるべき金額であることが不明確になる、ということでもある。

ただ、1998年の株式法改正以後も、資本金額が株式に分かたれるという趣旨の規定 (1条2項) は残され、その無額面株式にも (たとえ券面などに表記されないとしても) 観念的に、資本金額は割り振られている (たとえば、第9条第1項参照)<sup>79</sup>。そして、その割り振られた金額を株主は引き受けるわけであるから、資本金額の充実されるべき金額としての性格は、変わっているわけではない。

それでも無額面株式は、次章でもふれるように、合意にもとづく資本金額から離れる可能性をもっている。合意にもとづく資本概念からフローにもとづく資本概念への流れがあることを否定するのは、難しそうである<sup>80</sup>。

## 第5節 結び

ここまでの検討によって、ドイツ株式会社会計制度の成立から現在まで

---

78 Vorschläge des DSR zum Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz, 2005年3月5日, 6頁参照。

79 Adler=Düring=Schmaltz, Rechnungslegung und Prüfung der Unternehmen, Ergänzungsband zur 6. Aufl., Stuttgart, 2001年, 110頁, および, 小林量「ドイツとフランスにおける資本制度」『商事法務』第1601号 (2001年7月25日), 30頁 (注二) 参照。

80 東健太郎「ドイツにおける資本金会計思考の転換——未払込出資金の処理を中心にして——」『産業経理』第65巻第4号 (2006年1月) は, さらに一歩進んで, 差額としての資本 (持分) への方向性も視野に入れている。

における資本概念（資本金概念および資本準備金概念）の展開全体が、大きな流れとして理解されるであろう。資本金概念は、合意にもとづく資本概念として生成・確立し、完成の域に達している。しかし、それと同時に他方では、比較的最近の資本準備金概念の生成から確立への流れとともに、変化の兆し、すなわち、フローにもとづく資本概念への方向性も示しつつある。

ところで仮に、ドイツ株式会社会計制度における、合意にもとづく資本概念とフローにもとづく資本概念の存在や、それらの間での重点移行を明らかにすることが目的であったなら、比較的最近（1965年改正株式法以降）の制度を検討対象にするだけでも十分であるように思う。しかし、本稿の最も重要な目的は、第1章で述べたとおり、わが国株式会社会計制度における伝統的な資本概念の特質を明らかにすることなのであった。

その資本概念は、明治23年（1890年）のいわゆる旧商法から始まり、その当時のドイツ株式会社会計制度（1870年～1884年改正商法）における資本概念からのいわば支流である。源流のほうは、その分岐以前の流れを保ったまま、1つの完成形となった（ただし、上述のような、変化の兆しもみられるようになっている）。他方で、わが国はどうであろうか。このような論の運びにするために、遠回りとなるようでも、ドイツ株式会社会計制度における資本概念の生成と確立（と変化の兆し）を通して概観する必要があるのである。

その過程で浮上してきた（本章で具体的に論じた）、未払込資本金額の会計処理という論点は、合意にもとづく資本概念とフローにもとづく資本概念とを分ける論点であった。わが国でも問題とされることになったこの論点については、あくまでドイツ株式会社会計制度における資本概念を明らかにするという問題意識から、ひとまず、資本金額記載説の解釈論としての自然さを明らかにした。

そのことは必ずしも、規範論・立法論のような実質的な議論においても、

未払込資本金額をめぐる資産性肯定説ないし資本金額記載説を支持する、という結論につながるわけではない。同説の最大の問題点と思われるのは、資産としての未払込資本金額の評価替えが、損益に影響を与え得ることである。まだ実質的には出資者になっていない者との間のことと考えれば、いわゆる「資本と利益の区別」にも反しない（出資者間との取引によって損益が発生することにはならない）ように思える。それでも、合意にもとづく払込みの引受け、いいかえれば、出資契約それ自体から生じる損益が、企業の業績を表わすとは思えない。

たしかに、同説によれば、充実されるべき金額がどれだけ充実されているのか、ということをはっきりとすることができる。その意義をより具体的にいえば、まず株主相互間の問題として、各株主が引き受けた金額を合意どおりに払い込んでいるかどうかを確認することができる<sup>81</sup>。また、株主と経営陣（会社）との間の問題としては、株主に対する会社の払込請求権という財産の管理に役立つ。しかしこれは、貸借対照表にはつながらない、備忘記録によっても可能なのである<sup>82</sup>。

それにもかかわらず、なぜ未払込資本金額についての資産性肯定説、資本金額記載説が堅持されてきたのか。その理由の1つは、分割払込制が採られ続けてきたことにあるのではないかと思われる<sup>83</sup>（もっとも、考えの

---

81 資本充実の原則と、出資者相互間の利害調整については、藤田友敬「会社法と債権者保護」商法会計制度研究懇談会編『商法会計に係る諸問題』企業財務制度研究会、1997年参照。

82 たとえば、丹波康太郎『資本会計』中央経済社、昭和32年、77-78頁参照。  
また、財産管理が簿記固有の役割であることについて、新田忠誓「簿記の原理——簿記学の対象と会計学の対象——（その1~6）」『會計』第155巻第4号~第156巻第3号（1999年4~9月）参照。

83 こういった、ひとまずの答えを出すにも、また、その元になっている疑問に対しても、本来は、規定ないしルール背後にある社会的な事情等にまでふみこんでいく必要があるのかもしれない。渋谷光子教授による「ドイツ利益処分法の成立と展開」についての一連のご論文（本稿末の引用文献一覧）参照。

うえでは、たとえ分割払込制が採られている場合であっても、未払込資本金額についての資産性否定説、払込資本額計上説を採ることは不可能ではないと思われるが)。実際、分割払込みが行われず、資本準備金として計上される金額は、上述のようにフローにもとづく資本概念であると見なすことができたのであった。

同様のことは、わが国株式会社会計制度における資本概念の展開をふまえてもいえるのであるが、これについては章を改めて次章で論じることしよう。そこでは、本章で明らかにした、ドイツ株式会社会計制度に伝統的な資本（資本金）概念が、道具立てとして利用される。そしてこの資本概念はさらに、上のことをいうためだけにとどまらず、それを直接的な起源としながら独自に展開してきた、わが国株式会社会計制度における資本概念の特質を浮き彫りにするためにも役立ってくれるのである。

（未完）

#### 引用文献一覧（本号分）

##### 和文文献

東健太郎「ドイツにおける資本会計思考の転換——未払込出資金の処理を中心にして——」『産業経理』第65巻第4号（2006年1月）。

安藤英義『新版 商法会計制度論』白桃書房，1997年（『商法会計制度論』国元書房，昭和60年）。

安藤英義「会計における主観主義と客観主義」『会計』第147巻第5号（1995年5月）（安藤英義『簿記会計の研究』中央経済社，平成13年，第19章）。

安藤英義「商法会計における保守主義の動向」黒田全紀編著『会計の国際的動向』同文館，平成9年，第7章（安藤英義『簿記会計の研究』中央経済社，平成13年，第15章）。

安藤英義「企業会計における二つの論理——企業の論理と市場の論理——」『JICPA ジャーナル』第12巻第6号（通号第539号）（2000年6月）。

五十嵐邦正「ジモンの貸借対照表論（上）」『商學集志（日本大学商学研究会）』第57巻第1号（1987年8月）。

五十嵐邦正「ドイツ株式法における減資差益」『会計』第165巻第5号（2004年5月）。

五十嵐邦正「ドイツ資本会計制度」『商學集志（日本大学商学研究会）』第74巻

## わが国株式会社会計制度における伝統的資本概念の特質 (2)

- 第1号 (2004年6月)。
- 伊藤雄司「会計基準の国際化と債権者保護」江頭憲治郎＝増井良哲編『融ける境を超える法3 市場と組織』東京大学出版会, 2005年, 第8章。
- 烏賀陽然良「額面超過金額と所得税賦課問題」神戸會計學會編纂『會計學論叢 第五集プレミアム問題』寶文館蔵版, 大正9年。
- 大隅健一郎＝八木 弘＝大森忠夫『獨逸商法〔Ⅲ〕株式法』有斐閣, 昭和14年。  
「海外情報 EU会社法における資本制度の改正」『商事法務』第1714号 (2004年11月25日)。
- 大日方隆『企業会計の資本と利益』森山書店, 1994年。
- 神作裕之「ドイツ法における「資本準備金」制度の一考察——新株引受権附社債および転換社債の会計処理を中心として——」商法会計制度研究懇談会編『商法会計に係る諸問題』企業財務制度研究会, 1997年。
- 黒田全紀編著『解説 西ドイツ新会計制度——規制と実務——』同文館, 昭和62年。
- 黒田全紀編著『ドイツ財務会計の論点』同文館, 平成5年。
- 慶應義塾大学商法研究会訳『西独株式法』昭和44年。
- 小林 量「ドイツとフランスにおける資本制度」『商事法務』第1601号 (2001年7月25日)。
- 渋谷光子「ドイツ利益処分法の成立と展開(1)」『立教法学』第17巻 (1978年6月)。
- 渋谷光子「ドイツ利益処分法の成立と展開——1937年株式法から第2次大戦後の株式法改正論議まで——」『立教法学』第18巻 (1979年12月)。
- 渋谷光子「ドイツ利益処分法の成立と展開——西ドイツ1965年株式法の利益処分規制——」『立教法学』第21巻 (1983年1月)。
- 司法資料第222号『1930年独逸国株式会社法及株式合資会社法草案並説明書・1931年9月独逸国株式会社法改正に関する緊急律令』司法省調査課, 昭和11年。
- 丹波康太郎『資本金』中央経済社, 昭和32年。
- 新田忠誓「簿記の原理——簿記学の対象と会計学の対象—— (その1~6)」『會計』第155巻第4号~第156巻第3号 (1999年4~9月)。
- 藤田友敬「会社法と債権者保護」商法会計制度研究懇談会編『商法会計に係る諸問題』企業財務制度研究会, 1997年。
- 万代勝信「フィッシャー学説における利益計算構造」『一橋論叢』第96巻第5号 (1986年11月)。
- 万代勝信『現代会計の本質と職能』森山書店, 2000年。

## 欧文文献

- Adler=Düring=Schmaltz, Rechnungslegung und Prüfung der Aktiengesellschaft, Stuttgart, 1938 年。
- Adler=Düring=Schmaltz, Rechnungslegung und Prüfung der Aktiengesellschaft, 4. Aufl., 1. Bd., Stuttgart, 1968 年。
- Adler=Düring=Schmaltz, Rechnungslegung und Prüfung der Unternehmen, 6. Aufl., 5. Bd., Stuttgart, 1997 年。
- Adler=Düring=Schmaltz, Rechnungslegung und Prüfung der Unternehmen, Ergänzungsband zur 6. Aufl., Stuttgart, 2001 年。
- Bundestags-Druckache, 10/4268, 1985 年 11 月 18 日。
- Deutscher Standardisierungsrat, Vorschläge des DSR zum Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz, 2005 年 3 月 5 日。
- Entwurf eines Gesetzes betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften nebst Begründung und Anlagen, Berlin, 1883 年。
- Entwurf eines Gesetzes über Aktiengesellschaften und Kommanditgesellschaften auf Aktien sowie Entwurf eines Einführungsgesetzes nebst erläuternden Bemerkungen, veröffentlicht durch das Reichsjustizministerium, Berlin, 1930 年 (司法資料第 222 号『1930 年独逸国株式会社法及株式合資会社法草案並説明書・1931 年 9 月独逸国株式会社法改正に関する緊急律令』司法省調査課, 昭和 11 年)。
- Entwurf eines Gesetzes betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften nebst Motiven und Anlagen, Reichstag 5. Legislatur-Periode IV. Session, 1884 年。
- Entwurf eines Handelsgesetzbuchs mit Ausschluß des Seehandelsrechts nebst Denkschrift, Aufgestellt in Reichs-Justizamt, Amtliche Ausgabe, Berlin, 1896 年。
- Entwurf eines Handelsgesetzbuchs nebst Denkschrift, Berlin, 1897 年。
- Fischer, R., Die Bilanzwerte, was sie sind und was sie nicht sind, Teil 2, Leipzig, 1908 年。
- Großfeld, B., Bilanzrecht, 3. Aufl., Heidelberg, 1997 年。
- Kaminski, H., Stellungnahme der Groupe d'Etudes des Expertes Comptables de la C. E. E. zum Vorschlag einer 4. Richtlinie zur Harmonisierung der Rechnungslegungsvorschriften in der Europäischen Gemeinschaft, Wirtschaftsprüfung, Jg. 26, 1973 年。

わが国株式会社会計制度における伝統的資本概念の特質 (2)

- Keyßner, H., Allgemeines Deutsches Handelsgesetzbuch nach Rechtsprechung und Wissenschaft, Stuttgart, 1878 年。
- Keyßner, H., Die Aktiengesellschaften und die Kommanditgesellschaften auf Aktien unter dem Reichs-Gesetz von 11. Juni 1870, Berlin, 1873 年。
- Knappe, O., Die Bilanzen der Aktien-Gesellschaften vom Standpunkte der Buchhaltung, Rechtswissenschaft und der Steuergesetze, Hannover & Berlin, 1903 年。
- Kropff, B., Aktiengesetz, Düsseldorf, 1965 年 (慶應義塾大学商法研究会訳『西独株式法』昭和 44 年)。
- Kropff, B., Rechnungslegungsvorschriften nach dem Bilanzrichtlinien-Gesetz, München, 1986 年。
- Küting=Weber, Handbuch der Rechnungslegung, Stuttgart, 1986 年。
- Makower, H., Handelsgesetzbuch mit Kommentar, 13. Aufl., 1. Bd., Berlin, 1906 年。
- Passow, R., Die Bilanzen der privaten und öffentlichen Unternehmungen, 2. Bd., 2. Aufl., Leipzig & Berlin, 1919 年。
- Pinner, A., Das Deutsche Aktienrecht, Berlin, 1899 年。
- Puchelt, E. S., Kommentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch, 3. & 4. Aufl., 1. Bd., Leipzig, 1882 年。
- Rheinstrom, H., Das neue Aktienrecht, München & Leipzig, 1932 年。
- Ring, Zu dem Entwurf eines neuen Aktiengesetzes, Archiv für Theorie und Praxis des Allgemeinen Deutschen Handels- und Wechselrechts, 45. Bd., Berlin, 1884 年。
- Schlegelberger=Quassowski=Schmölder, Verordnung über Aktienrecht, Berlin, 1932 年。
- Schruff, L., Entwicklung der 4. EG-Richtlinie, Düsseldorf, 1986 年。
- Simon, H. V., Die Bilanzen der Aktiengesellschaften und der Kommanditgesellschaften auf Aktien, Berlin & Leipzig, 1886 年。
- Simon, H. V., Die Bilanzen der Aktiengesellschaften und der Kommanditgesellschaften auf Aktien, 4. Aufl., Berlin, 1910 年。
- Staub, H., Kommentar zum Allgemeinen Deutschen Handelsgesetzbuch, 3. & 4. Aufl., Berlin, 1896 年。
- Staub's Kommentar zum Handelsgesetzbuch, 14. Aufl., 2. Bd., Berlin & Leipzig, 1933 年。
- Thiele, S., Das Eigenkapital im handelsrechtlichen Jahresabschluß,

Düsseldorf, 1998 年。

Thöl, H., Das Handelsrecht, 1. Bd., 6. Aufl., Leipzig, 1879 年。

#### 拙稿

「資本金及び資本準備金の捉え方と会計処理」『一橋論叢』第 131 巻第 5 号（2004 年 5 月）。

「資本金及び資本準備金の捉え方と現物出資に係る会計処理」『産業経理』第 64 巻第 3 号（2004 年 10 月）。

「「払込資本と留保利益の区別」の多様性と当事者間の合意による選定」『愛知大学経営総合科学研究所 経営総合科学』第 88 号（2007 年 3 月）。

#### 〔記述の訂正〕

前章第 4 節 2（本誌前号 40 頁）では、「1870 年改正商法において初めて明確に言及されることになった、資本金額の減少」と述べましたが、そこで取り上げた同法 248 条は、1861 年普通ドイツ商法以来の規定です。したがって、普通ドイツ商法は当初から、資本金額の減少について明確に言及していたこととなります。

本来、こういった訂正は異例であるべきだと思いますが、とくに、見解以前の実事について誤解を与えてしまうことは避けたほうがよいと考えて、ここに記述の訂正を示しました。